

広報のしろ広告掲載取扱要領

第1条 趣旨

能代市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、広報のしろ（以下「広報」という。）への広告を掲載することに関し、必要な事項を定める。

第2条 広告掲載の基準

広報に掲載できる広告は、市の公共機関としての品位及びイメージを損なわないものにするとともに、市民の福祉、市民生活の利便性を考慮し、要綱第4条及び能代市広告掲載基準に定める基準に該当するものとする。

第3条 広告の規格・掲載料、掲載位置、募集枠数

（1）規格・掲載料

- ・ 1号広告 タテ 13.5 cm×ヨコ 8.8 cm・カラー・40,000 円
- ・ 2号広告 タテ 13.5 cm×ヨコ 18.0 cm・カラー・80,000 円
- ・ 3号広告 タテ 6.0 cm×ヨコ 8.3 cm・カラー・20,000 円
- ・ 4号広告 タテ 6.0 cm×ヨコ 17.0 cm・カラー・40,000 円

ただし、2号広告は、募集期間内に1号広告の申し込みが募集枠数に満たなかった場合にのみ受付する。

（2）掲載位置

1号又は2号広告については裏表紙へ、3号又は4号広告については本文中の最下段に掲載するものとし、その位置については市長が定める。

（3）募集枠数

- ・ 1号広告 2 枠
- ・ 3号広告 4 枠

ただし、4号広告は3号広告2枠分として受付する。

第4条 広告の募集及び申込方法

（1）広告の募集は、広告の掲載時期、位置、規格、申込受付期間その他必要な事項を明示して、広報、市のホームページ等により行う。

（2）広告申込者は、広報のしろ広告掲載申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（3）募集枠数に申し込みが満たない場合は、随時受け付けることができるものとする。

第5条 広告掲載の審査及び決定

（1）市長は、広告掲載の申し込みがあったとき、広告内容をすみやかに審査し、掲載の可否を決定した上で、その結果を広報のしろ広告承認（不承認）通知書（様式第2号）により広告申込者に通知するものとする。

（2）募集枠数を超過して申し込みがあった場合は、抽選により決定する。

第6条 広告原稿の提出

- (1) 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」）は、広告原稿を原則として版下で、市長が指定する期日までに提出しなければならない。
- (2) 市長は、広告内容、デザイン等が要綱に定める基準に抵触し、又はそのおそれがあると認められるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

第7条 広告掲載料の納付

広告主は、広告掲載料を、市長が指定する期日までに納入するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

第8条 広告掲載の取り下げ

広告主が自己の都合により広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出るものとする。

第9条 補則

その他広告の掲載に関し、疑義が生じたときは、その都度協議し、決定するものとする。

附 則

この要領は、平成19年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 広告の募集、その他広告掲載のために必要な準備行為は、この要領の施行前においても行うことができる。

附 則

この要領は、令和2年11月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 広告の募集、その他広告掲載のために必要な準備行為は、この要領の施行前においても行うことができる。